B 銀行サービスその他の金融サービス（保険及び保険関連のサービスを除く。）	(1) 投資一任契約に係るサービスについては、業務上の拠点が必要である。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (4) 約束しない。
8 健康に関連するサービス及び社会事業サービス A 病院サービス （九三一一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 約束しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 外国資本の参加に関し制限がないことを除くほか、約束しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 預金保険制度は、外国銀行の支店が扱う預金を対象としない。 (4) 制限しない。
9 観光サービス及び旅行に関連するサービス A ホテル及び飲食店のサービス （六四一―六四三）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
B 旅行業サービス （七四七一）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
C 観光客の案内サービス （七四七二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
10 娯楽、文化及びスポーツのサービス A 興行サービス（演劇、生演奏及びサーカスのサービスを含む。） （九六一九）	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
B 通信社サービス （九六二）	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 制限しない。 (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。

C 図書館、記録保管所及び博物館のサービスその他の文化サービス 図書館及び記録保管所のサービス （九六三一一、九六三二）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
D スポーツその他の娯楽のサービス スポーツに係るサービス （九六四一） 遊園地及び海水浴場のサービス （九六四九一）	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。	(1) 約束しない。＊ (2) 制限しない。 (3) 制限しない。 (4) 制限しない。
11 運送サービス A 海上運送サービス（補助的なサービスを除く。） (a)、(b) 国際海上運送サービス（旅客及び貨物の運送サービスを含む。） （七二一一、七二一二）	(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注 日本国の船舶又は外国の船舶が外国の公共団体若しくは日本国の公共団体によつてこれに準ずるものとして不利益な取扱いを受けて合衆国において対抗的措置をとる旨の通告がされた場合には、当該通告にもかかわらず、当該日本国の船舶又は外国の船舶が引き続き合衆国の港に入ることができる。 (a) 日本国内の港への入港 (b) 日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国の船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。 (b) 国際海上運送サービスを提供するための船舶の運航の業務上の拠点その他の形態の業務上の拠点（海上運送サービスを含む。）補助的なサービスを特定する注釈に関する1に定める約束については、制限しない。	(1) (a) 定期船貨物の運送については、制限しない（注）。 (b) ばら積み貨物の運送その他の外航海運（旅客運送を含む。）については、制限しない（注）。 注 日本国の船舶又は外国の船舶が外国の公共団体若しくは日本国の公共団体によつてこれに準ずるものとして不利益な取扱いを受けて合衆国において対抗的措置をとる旨の通告がされた場合には、当該通告にもかかわらず、当該日本国の船舶又は外国の船舶が引き続き合衆国の港に入ることができる。 (a) 日本国内の港への入港 (b) 日本国内の港における貨物の積込み又は取卸し (2) 制限しない。 (3) (a) 日本国の船舶の運航を目的とする登録会社の設立については、約束しない。 (b) 国際海上運送サービスを提供するための船舶の運航の業務上の拠点その他の形態の業務上の拠点（海上運送サービスを含む。）補助的なサービスを特定する注釈に関する1に定める約束については、制限しない。	次のサービスは、国際海上運送提供者に対し、合理的かつ差別的でない条件で利用可能となる。 (a) 水先サービス (b) 押し船及び引き船のサービス (c) 食料供給、給油及び給水のサービス (d) ごみ収集及び廃棄物処理のサービス (e) ポートキャプテン・サービス (f) 航行補助サービス (g) 陸岸において行うサービスであつて、船舶の運航に不可欠な通信（給水及び電気の供給を含む。） (h) 応急の修理サービス (i) びょう泊及び係留のサービス